

愛媛労働局発表

平成22年11月29日

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 担<br>当 | 愛媛労働局 労働基準部 賃金室        |
|        | 室長 須賀 哲二               |
|        | 賃金指導官 岩崎 律子            |
|        | 電話 089(935)5205 内線 462 |

## 特定最低賃金（平成22年度）が改正される —5業種で6～10円アップ—

愛媛労働局（局長 三上明道）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 土屋由香 愛媛大学教授、以下「審議会」といいます。）からの答申を受け、本年12月25日から5業種の特定（産業別）最低賃金を別表のとおり改正することを決定しました。

本年10月27日に愛媛県最低賃金が1時間当たり12円引き上げられたことに続いて、5業種すべての特定最低賃金が引き上げられることとなりました。

これらの特定最低賃金は、愛媛労働局長の諮問に応じて公労使三者で構成される審議会で審議された結果を踏まえて決定されるもので、本年は8月9日に改正を諮問し、10月25日までに5業種すべてについて答申があったものです。

改正される特定最低賃金は、「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」及び「各種商品小売業」の5業種の最低賃金で、引き上げ率は、0.87%から1.27%、1時間当たり6円から10円の引き上げ額となっています。

なお、改正される愛媛県の特定最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の者、雇い入れ後6月未満の者で技能習得中のもの及び清掃又は片付けの業務に主として従事する者などを除いて、愛媛県内の上記5業種で使用される労働者及びこれらの事業所に派遣されている派遣労働者に適用されます。

# 愛媛県で適用する最低賃金一覧

## 必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も

※ この表を職場に掲示してください

| ◎ 地域別最低賃金 |          |              |  |  |
|-----------|----------|--------------|--|--|
| 件名        | 発効年月日    | 最低賃金額        |  | 摘要   |
|           |          | 1時間          |  |  |
| 愛媛県最低賃金   | 22.10.27 | <b>644</b> 円 |  | 県内すべての労働者に適用されます。<br>(特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務にはこの最低賃金が適用されません。) |

| ◎ 特定最低賃金 |  |  |   |
|----------|--|--|---|
|          |  |  | 特定最低賃金に共通の適用除外<br>(1) 18歳未満又は65歳以上の者<br>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |

|                            | 産業名                               | 発効年月日    | 最低賃金額        |  | 摘要 (注①参照)   |
|----------------------------|-----------------------------------|----------|--------------|--|---|
|                            |                                   |          | 1時間          |  |   |
| 特<br>定<br>最<br>低<br>賃<br>金 | パルプ、紙製造業                          | 22.12.25 | <b>775</b> 円 |  | 適用除外<br>(1) 機械すきと紙製造業、手すきと紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業<br>(2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者<br>(3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者   |
|                            | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業        | 22.12.25 | <b>788</b> 円 |  | 適用除外<br>(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業<br>(2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者<br>(3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者 |
|                            | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 22.12.25 | <b>753</b> 円 |  | 適用除外<br>(1) 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業<br>(2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰、箱詰又は洗浄の業務に主として従事する者<br>(3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者          |
|                            | 船舶製造・修理業、船用機関製造業                  | 22.12.25 | <b>800</b> 円 |  | 適用除外<br>(1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者<br>(2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者  |
|                            | 各種商品小売業                           | 22.12.25 | <b>696</b> 円 |  | 適用除外<br>倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者   |

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金(1時間 644円)が適用されます。  
 ② 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、精皆勤・通勤・家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、臨時の賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)は算入されません。  
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせ下さい。 **愛媛労働局 労働基準部 賃金室** (☎089-935-5205)

松山労働基準監督署(☎089-917-5250) 新居浜労働基準監督署(☎0897-37-0151)  
 今治労働基準監督署(☎0898-32-4560) 八幡浜労働基準監督署(☎0894-22-1750)  
 宇和島労働基準監督署(☎0895-22-4655)

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>